# 平成31年　市県民税の申告相談の日程

●給与所得還付・年金受給者相談会（申告受付）　　場所：市役所大会議室

| 期日 | 対象地区 | |
|---|---|---|
| | 午前９時～11時受付 | 午後１時～３時30分受付 |
| ２月７日㈭ | 宮内、金山 | 沖郷、吉野 |
| ２月８日㈮ | 漆山、中川、梨郷 | 赤湯 |

●地区別所得申告相談会（申告受付）　　場所：市役所大会議室

| 地区 | 期日 | 対象地区 | |
|---|---|---|---|
| | | 午前９時～11時受付 | 午後１時～３時30分受付 |
| 宮内 | ２月12日㈫ | 足軽町、桐町、横町、仲ノ丁、菖蒲沢町、宮町 | 田町上・下、柳町上・中・下、新町 |
| | ２月13日㈬ | 別所町、黄金町、南町上・中・下、旭町、新丁 | 富貴田、錦町、砂子田 |
| | ２月14日㈭ | 桜田、清水町、六角町上・中・下 | 和泉町一・二、内原、太陽の里ふたば |
| | ２月15日㈮ | 本町、吉野町上・下 | 久保、東町上・下 |
| 漆山 | ２月18日㈪ | 1・2・3・4・5東・5西・6組 | 7・8・9・9の2・10・11組 |
| | ２月19日㈫ | 12・13・14・15・16・17・18・20組 | |
| 沖郷 | ２月19日㈫ | | 郡山東、郡山中 |
| | ２月20日㈬ | 中ノ目、郡山西 | 高梨、萩生田 |
| | ２月21日㈭ | 若狭郷屋 | 坂井、沖田、長瀞、西落合、中落合、蒲生田 |
| | ２月22日㈮ | 宮崎、露橋、関根、法師柳 | 鍋田、島貫 |
| 金山 | ２月25日㈪ | 金山地区の全部 | |
| 吉野 | ２月25日㈪ | | 吉野地区の全部 |
| 地区別 | ２月26日㈫ | 宮内、漆山、沖郷、金山、吉野地区の方で指定日に相談にお越しになれなかった方 | |
| | ２月27日㈬ | | |
| 梨郷 | ２月28日㈭ | 桐町、上町、酒町、中巻、巻 | 平野、中野、辻柳、塩釜、東川前、西川前 |
| | ３月１日㈮ | 西和田、東和田、竹原、大町、神社前、山之内 | |
| 中川 | ３月１日㈮ | | 川樋、新田、こぶし荘 |
| | ３月４日㈪ | 釜渡戸、小岩沢、元中山 | |
| 赤湯 | ３月４日㈪ | | 清水町、椚塚二、二色根、桜の里双葉 |
| | ３月５日㈫ | 松沢、本湯町、長岡、森前 | 妹背、大橋 |
| | ３月６日㈬ | 三間通、上野、やすらぎ荘 | 北町、横町 |
| | ３月７日㈭ | 椚塚一（１～20組） | 椚塚一（21組～） |
| | ３月８日㈮ | 桜木町一 | 桜木町二・三・四 |
| | ３月11日㈪ | 栄町一上・中・下 | 仲町、旭町 |
| | ３月12日㈫ | 花見町、栄町二 | 緑町、金沢 |
| | ３月13日㈬ | 表町、石田 | 若葉町、狙柳 |
| 地区別 | ３月14日㈭ | 梨郷、中川、赤湯地区の方で指定日に相談にお越しになれなかった方 | |
| | ３月15日㈮ | | |

## 米沢税務署からのお知らせ

■申告書作成会場を開設します

◆期間　２月18日㈪～３月15日㈮
※土・日曜日を除く。

◆時間　午前９時～午後４時

◆場所　フジワビル３階(旧米織会館)(米沢市)

※会場開設前は、税務署内を含め申告書作成会場を設置しておりません。

■申告に関する相談について

所得税・消費税・贈与税の確定申告に関するご相談は、**「確定申告電話相談センター（米沢税務署☎㉒－６３２０）」**から、音声ガイダンスに従い「０番」を選んでください。

㊐米沢税務署（☎㉒－６３２０）

## 市県民税の申告相談時に必要なもの

●送付された申告書または確定申告の案内はがき
●マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード
●印鑑
●申告者名義の通帳
●収入金額が確認できるもの

**【給与や年金収入のある方】**
▽給与や年金の源泉徴収票▽報酬などの支払調書

**【営業・農業・不動産収入のある方】**
▽収支内訳書▽帳簿▽領収書

●所得控除の資料となるもの
▽医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書▽社会保険料（国民年金等）、生命保険料（個人年金保険料・介護医療保険料を含む）、地震保険料、小規模企業共済等の掛け金支払証明書や領収書▽障害者手帳等の福祉手帳など



準備はお早めに

# 2月7日㈭から始まります 市県民税の申告相談

■期間　2月7日㈭～3月15日㈮まで
■場所　市役所大会議室
■時間　午前の部＝午前9時～11時
　　午後の部＝午後1時～3時30分
※詳細は左ページの申告相談日程表をご覧ください。

税の申告は市県民税だけでなく、各種行政サービスの基礎資料となります。申告をしない場合、**国民健康保険税の軽減措置が受けられない、所得証明書が発行できない**など、不利益が生じることがあります。申告が必要かどうか分からない方は下記フローチャートで確認し、申告が必要となった場合は必ず**３月15日㈮まで**申告してください。

## 市県民税申告書を１月下旬頃に送付します

**【市県民税の申告書が送付される方】・・・必ず市県民税申告書の提出が必要です**

税務署から所得税の確定申告の案内はがきや確定申告書が送付されない方で、平成30年中に転入された方や市県民税が給与から天引きされていない方など、一定の要件にあてはまる方。

**【市県民税の申告書が送付されない方】**

下記の①～③に該当する方。なお、下記に該当しない方で申告書が届いていない方は、税務課市民税係にご連絡ください。申告書を送付します。

①税務署から所得税の確定申告の案内はがきや確定申告書が送付されている方
②平成30年度の市県民税が給与から天引きされている方（転入者を除きます）
③公的年金収入のみで所得額が28万円以下の方
　▽昭和29年１月１日以前生まれ（65歳以上）で、公的年金の収入額が148万円以下の方

## やってみよう 申告が必要かチャートでチェック！

◆平成31年１月１日に南陽市内に住所がある方が対象です。１月２日以降に南陽市へ転入された方は、１月１日に住所がある市町村へ申告してください。

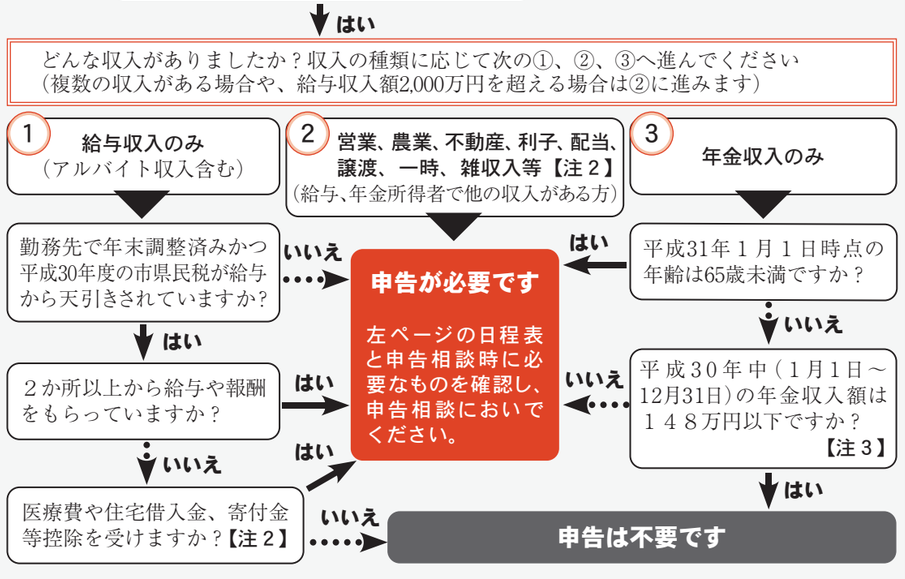


【注１】市県民税の申告書は税務課窓口、申告相談会場に用意しています。また、ご連絡いただければ郵送します。

【注２】家屋の譲渡や青色申告など複雑な申告を要する方や住宅ローン控除の適用初年度の方は米沢税務署（左ページ）での申告をお願いします。また、ふるさと納税のワンストップ特例の申請をした方が、確定申告や市県民税申告を行うと特例の申請が無効となります。申告の際は、寄付金控除をあわせて行ってください。

【注３】年金収入額が１４８万円以下でも源泉徴収されていれば還付申告の対象となる場合があります。